

御船町農業委員会会議録

平成29年7月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

平成 29 年 7 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 7 月 10 日（月）午後 1 時 30 分から 3 時 30 分

2. 場 所 本庁舎 3 階 大会議室

3. 出席委員（19 名）

会 長 1 番 鶴野 幸典

会長職務代理者 2 番 富田 早苗

3 番 荒木 義一

4 番 竹崎 幸雄

5 番 山本 富士夫

6 番 田中 安男

7 番 緒方 顯治

8 番 川地 良一

9 番 上田 洋介

10 番 山下 啓四郎

11 番 後藤 博文

12 番 藤村 俊治

13 番 藤田 邦弘

14 番 河地 友好

15 番 芥川 誠

16 番 藤本 隆盛

17 番 松岡 信浩

18 番 江藤 弘

20 番 荒木 崇

欠席者 6 番 田中 安男 7 番 緒方 顯治 以上 2 名

4. 議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

5 議案第 33 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

6 議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

7 議案第 35 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について

8 議案第 36 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 について

9 報告第 11 号 耕作証明書発行の件について

10 その他

5. 農業委員会事務局職員

課 長 藤野 浩之

係 長 山下 直樹

主 事 白石 加奈子

1 開会

開 会 (事務局) こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。只今より平成 29 年 7 月の総会を始めさせていただきます。本日は 17 名の委員さんの出席であります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会第 6 条に基づき委員さん 17 名の委員御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。只今より平成 29 年 7 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第 4 条に基づき鶴野会長お願いいたします。鶴野会長議事進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

はい。こんにちは、皆さん 6 月は、雨量が少なくて心配しておりましたが、7 月に入ったとたん、台風が上陸し、報道では雨台風と言われておりましたが、風が強く吹きビニールハウスや、瓦などが飛んでいくような強い台風でありました。被害が多くあったようであります。台風が去った後、九州一円に豪雨がありました。福岡・大分など本日の新聞で見たところ、21 名の死者・3 名が行方不明と大きな被害が出ております。熊本も被害が出ておると思いますが、ただ、死者が出ていなかったのが幸いと思います。これから梅雨の末期になります。また、被害が発生するかもしれません、皆さん方も雨対策は十分になさっておいてください。また、今月の 20 日から、非農地の現地確認が実施されます、大変お忙しい中とは思いますが、ご協力お願いいたします。これも農業委員としての仕事であります、義務としてお願いいたします。さっそくではありますが、7 月の議案審議を行います。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。2 番 富田委員
3 番 荒木委員を指名いたします。宜しくお願いいたします。
議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第 32 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

3 議案第 32 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

事務局 はい、1 ページをご覧ください。議案第 32 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。平成 29 年 7 月 10 日提出
御船町農業委員長 鶴野 幸典 2 ページをご覧ください。

議案書 3 条 1 件目の申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇 地番△番 地目 田
面積△m²です。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

2 件目の申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇〇 地番△番△
地目 畑 面積△m²です。

大字〇〇字〇〇〇 地番△番△
地目 畑 面積△m²です。

大字〇〇字〇〇〇 地番△番△
地目 畑 面積△m²です。

畑 3 筆 計△m²です。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

3 件目の申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇〇 地番△番
地目 田 面積△m²です。

大字〇〇字〇〇〇 地番△番
地目 畑 面積△m²です。

田 1 筆・畑 1 筆 計△m²です。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地△ 〇〇 〇〇

大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 〇〇市〇〇区〇〇〇△丁目△番△
〇〇〇△号

〇〇 〇〇

理由 3条許可所有権移転です。3件町許可分の申請です。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。3条申請で所有権移転3件6筆、町許可分を提案いたしました。①の申請について要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、①の件について説明いたします。こちらの案件は、譲受人が、借受けて耕作していたのですが、今回、売買の話が進み所有権移転の申請に至ったものであります。机上に配布しております、調査書に基づき説明させていただきます。農地の取得後は、水稻の栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な機械保有状況、農作業に従事する労働力が認められると、判断しております。第2項第5号（下限面積）に關しましては、取得後の面積は、6,573 m²であり、御船町が定める下限面積を上回っております。第2項第6号（転貸禁止）に關しましては、自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。第2項第7号（地域との調和）に關しましては、田として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。総合判断といたしまして事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。担当委員の13番委員をお願いいたします。

13番 はい、現地確認に参りました。現地は、すべて耕作してある田園地区であります。話を伺ったところ事務局から説明があった通りであります。よって問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくをお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。こちらの件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ございませんか。

全委員 はい、ございません。

議長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、②を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、②について説明いたします。申請人同士が近所で、以

前より譲受人が小作しているため、今回売買の話が進み、申請に至った。調査書に基づき説明させていただきます。取得後は、引続き野菜の栽培を行うと伺っております。耕作に必要な農機具の状況、農作業に従事する労働力も認められ、稼働力常時従事世帯員とも認められます。第2項第5号取得後の耕作面積は、5,383 m²であり下限面積を上回っております。第2項第6号転貸禁止要件については自ら耕作すること、農地として管理することを確認いたしました。地域との調和は、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。よって総合判断といたしまして、許可相当と判断しております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきましては、担当委員14番委員から説明をお願いいたします。

14 番 はい、事務局と一緒に現地確認に参りました。取得後、野菜を耕作されると伺いました。よって問題は無いと判断いたします。審議の程をよろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。こちらの件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ございませんか。

全委員 はい、ございません。

議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、③について事務局より許可の要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、③について説明いたします。譲受人は、町外ではありませんが、実家が町内にあり、実家は農家として稼働しております。町内で規模拡大したいということで、今回の申請に至っております。

第2項第1号全部効率利用要件につきましては、取得後は、野菜の栽培を行うことを約束されました。農機具・労働力ともに認められると判断しております。第2項第4号常時従事要件・第2項第5号下限面積要件につきましては年間150日以上従事しており、また取得後の耕作面積は、5反以上あり何ら問題ないと判断しております。第2項第6号(転貸禁止)第2項第7号(地域との調和)自ら耕作すること、農地として耕作、管

理することを確認しました。また、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。以上なことから事務局といたしましては、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。担当の 20 番委員意見を願いいたします。

20 番 30 日に現地確認へ参りました。今事務局より説明があったと
おりでございます。特に問題はないと判断いたします。審議の
ほどをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。この案件について何か質問が
ある方はいらっしゃいませんか。

11 番 この方は、農業をなさっていますか。

18 番 お父さんは、野菜の出荷をなさっています。（親子でなさって
いる様子であります。）

11 番 親は、吉無田の方で、野菜を耕作されています。

議 長 以前の申請の際には現在は仮設住宅になっている所を購入さ
れた方ですね。親が、たまねぎを耕作する予定で買われたと
記憶しております。

他には、どなたか意見はございませんか。

耕作する予定ですね。

11 番 本人が、耕作されるのですか、事務局。

事務局 補足説明させていただきます。こちらの申請については、家族
で耕作管理する計画であります。耕作条件としては、あまりよ
くないのですが、新しい土を入れて野菜を作ると伺っておりま
す。以上です。

議 長 今の説明で、よろしいですか。

20 番 今のままでは、耕作できません。

議 長 荒廃農地ですか。

20 番 湿田地であります。

4 番 1年間耕作すれば、何にでも転用できますか。

事務局 自己保全ではなく、作付けをされないといけません。

転用につきましても、何でも出来るわけありません。転用され
る場合は申請していただいて審査いたします。

議 長 よろしいでしょうか。

他にはございませんか。

無いようですので、この案件につきまして承認される方の挙手

をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認されました。続きまして、議案第 33 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第 33 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成 29 年 7 月 10 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。
4 ページをご覧ください。今回は 4 件申請があります。

議案書 (4 条) ①です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇 地番△△番△ 地目田
面積△m²

大字〇〇字〇〇 地番△△番 地目田
面積△m²

大字〇〇字〇〇 地番△△番△ 地目田
面積△m²

計 田 3 筆△m²

転用目的 植林 理由 4 条許可 (県) 分です。

所有者の住所氏名 大字〇〇△番地△
〇〇 〇〇

続きまして②です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇 地番△△番△ 地目畑
面積△m²

理由 4 条許可 (県) 転用の目的 農家住宅です。

所有者の住所氏名 大字〇〇△△番地△
〇〇 〇〇 外 1 名

続きまして、③です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇 地番△番△ 地目田

面積△m² 理由 4 条許可 (県) 転用の目的 個人住宅です。

所有者の住所氏名 大字〇〇△番地
〇〇 〇〇

続きまして、④です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇 地番△△番△ 地目畑

面積△m² 理由 4 条許可 (県) 転用の目的 資材置場・駐車場
です。

所有者の住所氏名 〇〇県〇〇〇郡〇〇町大字〇〇△番地△
〇〇 〇〇

4 条県許可分、4 件の申請です。以上です。

議 長
事務局

はい、ありがとうございました。4 条の申請 4 件でした。

4 条申請①の要件等の説明を事務局お願いいたします。

5 ページをご覧ください。

議案第 33 号 受付番号 1 番 ○○ ○○

場所につきましては、7 ページをご覧ください。○○の方になります。○○○橋を渡り、○○○へ行く道があります。御船と○○との町境にある農地であります。農地の区分といたしましては、第 2 種農地と判断しております。判断理由としては、農用区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第 2 種農地にあたります。面積は、△m²となっております。転用目的としては、申請地は役場より直線で 2.5 km 位離れており、東・西側を農地、北側を原野、南側を河川に囲まれている。申請人は約 5 年前に、道路が狭く、機械が入らず、水利も取れないため、荒廃農地よりも植林して管理した方が周囲のためでもあるということから現在に至っているため、農地法第 4 条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。

1 資力及び信用です。現状のままの利用であり、問題ないと思われれます。

2 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しません。

3 申請に係る用途に遅滞無く供することの確実性としては、現状のままの利用であり、問題ないと思われれます。

6 計画面積の妥当性は、田 3 筆△m²にクヌギを植林する計画であり、配置 (480 本)、面積等については問題ないと判断します。

8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を山林へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少な

いところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、隣接の道路側溝側に接続する。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。事業計画を見ていただくと、給排水計画ですが、雨水に関しては、地下浸透とし、生活雑排水・汚水についてはありません。こちらに関しましては、追認となっておりますので9・10ページをご覧くださいとわかるのですが、始末書付きの申請であります。始末書を読み上げます。

始末書 上記物件は、田として耕作しておりましたが、機械が入る道がないため約5年前にクヌギを植林いたしました。本来ならば、農地法第4条の許可を受けて植林すべきところでしたが、許可も受けずに植林したことは重々申し訳なく思います。今後は、この様なことが無い様に十分に注意します。何卒寛大なご処置をお願い申し上げます。というような始末書をいただいております。10ページに現地写真が掲載してあります。総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。4条植林申請でした。担当12番委員説明をお願いいたします。

12 番

はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。この件につきましては、始末書付きの申請であります。皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員

異議なし。

議 長

意見等もないようですので、異議なしと認めます。この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、②を提案いたします事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、11ページをご覧ください。

議案第33号 受付番号2番 ○○ ○○ 外1名

場所につきましては、13ページをご覧ください。○○橋を渡りまして右へ行く道に隣接しているところが今回の申請地です。こちら追認ということになります。

農地の区分といたしまして、第 3 種農地と判断いたしました。判断理由としては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域（第 2 種住居地域）に定めた農地であります。

面積としては、 Δm^2 であります。

農地区分と転用目的は、申請地は役場より 1.5 km ほど離れた東・南側を宅地、西・北側を宅地に囲まれた畑の一角であります。申請人は昭和 54 年頃祖父が農地法の許可を得ずに農家住宅を建設してしまったことを、最近になって知ったため、今回、追認の申請ということになるが、今回の農地法第 4 条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題ないと判断されます。続きまして、一般基準です。

1 資力及び信用ですが、現状のままの利用であり、問題ないと思われま

2 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しない。

3 申請に係る用途に遅滞無く供することの確実性としては、現状のままの利用であり、問題ないと思われま

6 計画面積の妥当性としては、畑 1 筆 Δm^2 （有効面積 Δm^2 ）の敷地を農家住宅にする計画であり、妥当と判断する。

8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を農家住宅へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、既設の側溝に接続する。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断される。現状は住宅・農業用倉庫として利用してある。ただし、農業用倉庫に対しては、地震の被害に遭い補修を行っている状況であります。15 ページに顛末書が提出されております。昭和 54 年頃に祖父が無断で家を建ててしまい、今回の地震で被害を受け土地建物の相続登記が必要となり登記簿を調べたところ宅地部分が畑のままであったため今回の申請に至りました。家の敷地は登記簿上 Δm^2 ですが、屋敷周りは法面が Δm^2 であり、実面積は、 Δm^2 であります。などの内容が記載されております。16 ページをご覧ください。現地写真です。写真下段の部分が、以前農業用

倉庫が建っていたところであります（砂利敷き部分）

以上なことから事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。こちらの担当委員 12 番委員より説明をお願いいたします。

12 番 はい、現地確認へ参りました。事務局の説明通りでした。何ら問題は無いような土地であります。皆様方の適切なお判断をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきましてご意見、ご質問等はございませんか。

11 番 はい、これは農業用倉庫だけではありませんか。住宅は関係ないではありませんか。

事務局 はい、お答えいたします。農業用倉庫だけではなく、宅地部分も転用しなければなりませんでした。

議 長 他に質問等はございませんか。

全委員 異議なし。

議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、③を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、17 ページをご覧ください。

議案第 33 号 受付番号③番 ○○ ○○

(1) 立地基準です。

農地の区分といたしまして、第 3 種農地と判断いたしました。場所につきましては、19 ページをご覧ください。○○橋から○○○へ行く道路がございます○○○から入った申請地であります。面積としては、△㎡であります。農地区分の判断理由と転用目的については、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域（第 2 種低層住居専用地域）に定められた農地であるため第 3 種農地であります。申請地は役場より 1.5 km ほど離れた東・西側を宅地、南側を町道、北側を農地に囲まれた水田の一角であります。申請人は、熊本地震において、自宅が被災し、その場での建て替えが困難ということもあり、当該申請地に個人住宅を建設する計画をし、今回、農地法第 4 条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的に

も農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題ないと判断されます。続きまして一般基準です。1 資力及び信用ですが、自己資金において対応する計画であり、通帳の写しにより事業に必要な資金を有していると判断されます。

3 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は平成 29 年 7 月 25 日から平成 29 年 12 月 31 日までの計画で、遅滞無く供することに問題はないと考える。

6 計画面積の妥当性としては、田 1 筆△m²の敷地に個人住宅であり、特に問題なく、配置等についても妥当と判断する。

8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を個人住宅へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、既設の井手に接続する。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断される。給排水計画ですが、給水は、南側町道内に埋設された上水道管から本地内に給水管を引き込む。雨水につきましては、本地内の南側側溝へ放流する計画であります。汚水・雑排水南側町道内に埋設された下水道に接続し、放流する計画であります。20 ページが排水計画であります。21 ページは、申請地の現況であります。

以上なことから事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。こちらの担当 18 番委員より説明をお願いいたします。

18 番 はい、事務局の説明通りでございます。現地確認へ参りました。何ら問題は無いような土地であります。皆様方の適切なご判断をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。宅地の転用でありました。この件につきましてご意見・ご質問等はございませんか。

全委員 異議なし。

議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、

事務局

④番の許可要件等の説明をお願いいたします。

はい、22 ページをご覧ください。

議案第 33 号 受付番号④番 ○○ ○○

場所につきましては、24 ページをご覧ください。○○橋を渡りまして、突き当りを右へ行く道に隣接しているところが今回の申請地であります。(2 枚目の農地であります。)

農地の区分といたしまして、第 2 種農地と判断いたしました。判断理由としては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地である。

面積としては、 Δm^2 であります。

農地区分と転用目的は、申請地は、第 2 種農地であり、役場より 1.5 km ほど離れた東・西・北側を宅地・雑種地、南側を町道に囲まれている。申請者は息子と左官業を営んでおりますが、事業を拡大するにあたり、資材置場が必要となり、今回、農地法第 4 条申請に至った。

周辺は周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題ないと判断されます。

続きまして、一般基準です。

1 資力及び信用ですが、自己資金にて対応する計画であり、通帳の写しにより事業に必要な資金を有していると判断されま

す。

3 申請に係る用途に遅滞無く供することの確実性としては、平成 29 年 8 月 10 日～平成 29 年 10 月 31 日までの計画で、遅滞なく供することに問題ないと思われま

す。

6 計画面積の妥当性としては、畑 1 筆 Δm^2 の敷地を資材置場・駐車場にする計画であり、妥当と判断する。25 ページに土地利用計画が載せてあります。奥に資材置場・倉庫を建てられる計画であります。砂・砂利を敷き、駐車場を完備する計画であります。(7 台)

8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を資材置場・駐車場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少

ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断される。雨水表面排水は、敷設の側溝に接続する。浸透しない水は町道側溝へ放流する計画であります。被害防除計画として、土砂が町道・隣接地へ流出しないよう道路側をビニールシートで覆う計画であります。表面は砂利敷で行う計画であります。16ページをご覧ください。現地写真です。26ページに載せております。

以上なことから事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。こちらの担当12番委員より説明をお願いいたします。

12番 はい、現地確認へ参りました。事務局の説明通りでした。何ら問題は無いような土地であります。皆様方の適切なご判断をお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見・ご質問等はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、議案第34号を提案いたします事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、27ページをご覧ください。

議案第34号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成29年7月10日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典。

次のページをご覧ください。

議案書5条

① 物件の表示 大字〇〇字〇〇地番△ 地目 畑

面積 △m²

譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇区〇〇△丁目△
〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△-△
〇 〇〇

理由 5条許可所有権移転 転用目的 資材置場。

② 物件の表示 大字〇〇字〇〇地番△ 地目 畑

面積 Δm^2

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇〇

理由 5条許可所有権移転 転用目的 自家用駐車場・貸駐車場。

③ 物件の表示 大字〇〇字〇〇地番△ 地目 畑

面積 Δm^2

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

理由 5条許可所有権移転 転用目的 個人住宅。

④ 物件の表示 大字〇〇字〇〇〇 地番 △ 地目 畑

面積 Δm^2

譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇〇郡〇〇町〇〇△
〇〇 〇〇〇

譲受者の住所 氏名 〇〇県〇〇〇郡〇〇町〇△
〇〇 〇〇

理由 5条許可所有権移転 転用目的 駐車場。

⑤ 物件の表示 大字〇〇字〇地番△ 地目 畑

面積 Δm^2

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△ 〇〇 〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△ 〇〇 〇〇

理由 5条使用貸借権設定(県許可) 転用目的 農家住宅。

以上5件の申請がございます。よろしくお願いたします。

議長 はい、ありがとうございます。5件5筆の申請でした。では①番の事務局より要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、29ページをご覧ください。

議案第34号 受付番号1 〇 〇〇

場所に関しては、31ページをご覧ください。〇〇小学校の裏手になります。元々茶園だったところであります。審査表を基に説明させていただきます。農地の区分ですが第2種農地と判断いたしました。判断理由といたしましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には

農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地で第 2 種農地にあたりと判断いたしました。面積としては、 Δm^2 であります。農地の区分と転用目的としては、申請地は役場より直線で 4.5 km 離れた北・東側を町有地、西側を宅地、南側を町道に囲まれた農地である。申請人は、申請地隣接地に居住しており、建築物の内装業を営んでいるが、事業拡大のため材料収納庫が不足していた。その様な中、地権者に相談したところ話がまとまったため、今回、農地法第 5 条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。

1. 資力及び信用は、資金につきましては自己資金で対応ということで残高証明書において確認したところ特に問題は無いと判断いたしました。
2. 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。
3. 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は、平成 29 年 9 月 1 日から平成 29 年 11 月 30 日までに工事を完了する予定でございます。
4. 計画面積の妥当性ですが、畑 1 筆 Δm^2 を、資材置き場・駐車場として使用する計画であり、配置に不合理な点は見当たりませんでした。
5. 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を資材置き場・駐車場に転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。30 ページの事業計画の中に、給水につきましては、必要なしで、雨水排水としては、申請地内にて、U 字溝を設置し、敷地の雨水を集水後、敷地内で浸透弁を設置し、地下浸透させる計画であります。排水計画は、ありません。33 ページに現況の写真を添付しております。申請地周囲の同意は

いただいております。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。資材置場・駐車場への転用でございます。担当の 16 番委員お願いいたします。

16 番 はい、事務局の説明と現地確認等で説明させていただきます。〇〇小学校で以前、茶園であったところであります。今回内装屋さんの資材置場を建てられるというところで、何も問題はございません。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局、農業委員の意見をお伺いいたしました。現況茶園であるという事ですね。皆さんの方で何かご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 ございません。

議 長 意見等がございませんので、①に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いたします。続きまして、事務局より②の説明をお願いいたします。

事務局 はい、34 ページをご覧ください。

議案第 32 号 受付番号 2 〇〇 〇〇〇

立地基準

農地区分としては、第 2 種農地と判断しております。判断理由といたしましては、農用地区域内にある農地以外の農地であつて、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地で第 2 種農地にあたると判断いたしました。場所につきましては、36 ページに記載しております。〇〇橋を渡り集落の先が、今回の申請地であります。面積としては、△m²となっております。申請地は、役場より 4 km 離れており、東・北側を宅地、南側を宅地、西側を農地に囲まれている。申請人は、申請地の隣接地に居住しており、住宅用の駐車場が 2 台分不足している。また、残りについては、近隣の住人からの要望もあるため貸駐車場として利用する計画をし、今回、農地法第 5 条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。

1.資力及び信用は、資金につきましては自己資金で対応ということで残高証明書において確認したところ特に問題は無いと判断いたしました。

3.申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、平成 29 年 8 月 1 日から平成 29 年 12 月 25 日までに工事完了。

6.計画面積の妥当性ですが、畑 1 筆 Δm^2 の敷地に駐車場の計画であり妥当と判断する。

8.周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を駐車場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。35 ページに事業計画がございます。計画概要として、自家用駐車場 2 台・貸駐車場 4 台 合計 6 台分であります。給排水の件につきましては、給水計画はありません。生活雑排水・汚水はありません。雨水は自然浸透を基本とし、オーバー分としては、道路側溝へ放流する。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。続きまして、

議案第 32 号 受付番号 3 ○○ ○○

立地基準

農地区分としては、第 2 種農地と判断しております。判断理由といたしましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地で第 2 種農地にあたると判断いたしました。場所につきましては、36 ページに記載しております。○○橋を渡り集落の先が、今回の申請地であります。面積としては、 Δm^2 となっております。申請地は、役場より 4 km 離れており、東・北側を宅地、南側を宅地、西側を農地に囲まれている。申請人は、申請地に隣接地に居住しており、個人住宅として利用する計画をし、今回、農地法第 5 条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いた

しました。続きまして、
一般基準です。

1.資力及び信用は、借入金にて対応する計画であり、住宅ローン会社の事前審査結果により事業に必要な資金を有していると判断されます。

3.申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに工事完了。

6.計画面積の妥当性ですが、畑 1 筆△m²の敷地に個人住宅の計画であり妥当と判断する。

8.周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を個人住宅へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。40 ページに事業計画がございます。計画概要として、給排水の件につきましては、給水計画は上水道により給水する。雨水は雨水枡を設置し、既設道路側溝へ放流。生活雑排水・汚水は、合併浄化槽を設置し、側溝へ放流する計画であります。43 ページに現状の写真を添付しております。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。担当の 2 番委員②③をまとめて説明をお願いいたします。

2 番 はい、現地確認に参りまして、事務局が説明した通りでございます。一方は駐車場、一方は個人住宅ということで、写真を見ていただくと、周囲は住宅が建ち並んでおり何ら問題はございません。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局及び担当委員より説明がございました。皆さんの方で何かご質問等がございましたらお願いいたします。ございませんか。

全委員 はい、ございません。

議 長 意見等がございませんので、②・③の件に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いた

事務局

します。続きまして、④番の許可要件等の説明をお願いいたします。

はい、議案書 44 ページをご覧ください。

議案第 34 号 受付番号 4 番 ○○ ○○

立地基準

場所につきましては、46 ページをご覧ください。○○インターチェンジのすぐそばの農地であります。

農地区分としては、農用地区域内の農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第 2 種農地にあたります。

面積は△㎡であります。申請地は、役場より 4.5 km ほど離れており、東・西側を町道、南側を雑種地、北側を国有地に囲まれている。申請者は、申請地の隣接地で建設業を営んでおり、事業量増加のため今回の申請地の地権者と話をしたところ、話がまとまったため、駐車場用地として転用を計画し、農地法第 5 条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題ないと判断されます。続きまして、一般基準です。

1. 資力及び信用は、自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断されます。

3. 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は、平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日までに工事完了の計画で、妥当と判断されます。

6. 計画面積の妥当性ですが、畑 1 筆△㎡の敷地に駐車場の計画であり配置等も妥当と判断する。

8. 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を駐車場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。45 ページに事業計画がございます。計画概要として、給排水の件につきましては、給水計画は必要ありません。雨水は砂利敷きのため地下浸透。生活雑排水・汚

水は、ありません。48 ページに現状の写真を添付しております。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。ここは、16 番委員担当でありますのでお願いいたします。

16 番 はい、只今、事務局より説明があったとおりであります。〇〇 I C の側道でありますので、問題点はないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。委員から説明がございましたが、意見のある方がいらっしゃいましたらお願いいたします。無い様でございますので、この案件について許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。全委員賛成で許可相当と致します。⑤を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案書 49 ページをご覧ください。
議案第 34 号 受付番号 5 番 〇〇 〇〇
場所につきましては、52 ページに載せております。県道〇〇線の〇〇バス停がございますが、その手前が今回の申請地であります。今回も追認といった案件であります。

立地基準

農地の区分としては、第 1 種農地と判断しております。理由としては、申請地はおおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地である。面積としては、△m²であります。申請地は、役場より 2.5 km ほど離れており、東側を宅地、西・南側を農地、北側を用排水路・道路に囲まれている。申請者は熊本地震で家屋が全壊となったため、現在、仮設住宅に居住しており、申請地に隣接している農業用倉庫は、既存のままで利用できることもあり、また、地盤もどうか大丈夫であるということで今回、父親の農地に息子が農家住宅の計画をし、農地法第 5 条申請に至った。申請地は、第 1 種農地ではあるが、住宅その他申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、第 1 種農地の不許可要件の例外に該当するため、転用の見込みがあると判断される。

続きまして、一般基準です。

1.資力及び信用は、借入金にて対応する計画であり、貸付証明

書・融資証明書により事業に必要な資金を有していると判断されます。

3.申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 5 月 30 日までに工事完了。遅滞無く供することに問題はないと考える。

6.計画面積の妥当性ですが、畑 1 筆△m²（事業面積△m²）の敷地に農家住宅の計画であり妥当と判断する。

8.周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を農家住宅へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。50・51 ページに事業計画がございます。計画概要として、給排水の件につきましては、給水計画は上水道により給水する。雨水は石舗装とし、住宅内浸透としオーバーフローにつきましては北側水路へ放流。

生活雑排水・汚水は、合併浄化槽を設置し、北側側溝へ放流する計画であります。54 ページに現状の写真を添付しております。追認ということで、始末書を提出していただいております。

（内容読み上げ）総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。この担当は、14 番委員ですのでお願いいたします。

14 番 この件につきましても、事務局の説明通りでございます。申請者はタバコ農家で認定農家であります。以前あった家も公費で解体され、仮設住宅で生活をなさっております。従来 of 敷地に住宅建設を計画されております。それと、周囲の同意も取れておりますので、問題ないと判断いたします。審議のほどをお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。農家住宅の申請でした。この案件につきまして、ご意見のある方はいらっしゃいませんか。意見がないようですので、この案件に承認される方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認されました。意見書を添付し県へ提出いたします。続きまして、議案第 28

号を提案いたします。説明をお願いいたします。

事務局

はい、32ページをご覧ください。議案第35号
農業基盤強化促進法第18条の基づき別紙について、意見の決定を求めます。

平成29年7月10日提出 御船町農業委員長鶴野 幸典。
次のページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表の新規分です。今月の新規分は、4件の賃借権設定です。田の合計が4,697㎡畑は2,217㎡です。計6,914㎡です。次の57ページをご覧ください。農業公社を通しての所有権移転であります。今回は1件であります。田の2,994㎡であります。畑等はありませんので計の2,994㎡であります。次の58ページです。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画 を定める。

平成29年7月10日提出 上益城郡御船町。
次のページをご覧ください。

平成29年第7回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分、右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は211,089㎡畑の累計は、28,295㎡。田畑合計で239,384㎡となっております。所有権移転に関しましては、田19,168㎡となっております。畑はございませんので累計は、19,168㎡です。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。利用権設定一覧・農用地利用集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

議長

ございませんか。 それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。全委員賛成で、承認、決定いたします。続きまして、議案第36号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、60ページをご覧ください。

議案第36号

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき別紙について、意見の決定を求めます。

平成29年7月10日 御船町農業委員会

次のページをご覧ください。農業振興整備計画の変更について農振除外申請が、3件ありました。(61ページ～64ページ) こ

ちらに照会が来ております。この3件につきましては、農業委員会の意見を得なければなりませんので、農地転用の見込みがあるかないかを判断していただきたいと思います。こちらの案件につきましては、別冊にて説明いたします。机上配布しております御船農業振興地域整備計画変更申出書というのがあります。これで説明させていただきます。事業内容が記載されております。3枚がセットであります。では説明いたします。まずは1件目であります。

申出者 住所 ○○町大字○○△ 氏名 ○○ ○○

土地の所在及び面積

大字○○字○○○ 地番△ 地目田 面積△m²。

変更理由熊本地震により住居が被災したため建て替えを行う。

変更後の利用者 上記に記載してある者が利用する。

場所については3ページに記載あります。県道に隣接した農地であります。○○に○○商店がございますが、○○○へ行く道がございます、下り坂がありますその途中の右側にある農地の申請であります。農振除外申請を行い、農家住宅建設を計画されております。面積が△m²であります。

今回の目的と必要性として、私は現在、妻と子供3人で御船町○○にて居住しております平成28年熊本地震により、居住していた家屋が被災し、住宅西側の擁壁も亀裂が入り危険であるため、隣接地である私所有地に住宅及び農業用倉庫の建築を行うことに致しました。現在の住まいの近くに、私所有の農地があり、営農の都合上所有農地に近い場所をと思い住宅地として決定いたしました。5ページに申請地の写真が載っております。農地の奥に擁壁がありますが、ここが被災し、亀裂がある宅地であります。自宅に隣接した農振地区であります。現地を確認して、農地の広がりを確認したところ、今回の農地に関しては、農地の起伏があり10haの農地のまとまりがあるというような判断は、しなくても良いと判断されました。図面上面積を出したところですが、今回の回答と致しまして、別紙と記入してある用紙がございます。ご覧ください。農業委員会の意見としては、熊本地震がありましたのでこれまで培われた集落の維持及び農村環境の維持発展につなげる。農地の区分としては、第2種農地と判断いたしました。10ha未満の小集団の生産性の低い農地であり、農地転用の見込みがあると判断される。現地確認

に6番委員も確認されていますが、本日、欠席であるため委員の意見はございません。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。委員の意見を聞くのですが、欠席であるため省略させていただきます。事務局から補足説明いたします。

事務局 はい、この件につきましては、県立会いのもと、第2種農地と判断いただいております。農振の申出書の中に、排水の同意、隣接の同意もいただいております。よろしく願いいたします。

議長 この住宅は、まだ解体されていないのですか。

事務局 はい、まだ解体されておりません。ここで生活されております。やはり危ないということもありますので、急いで新居を建てたい希望がありました。

議長 この案件については、農振協議会にて審議されます。他にはご意見はございませんか。

意見が無いようでございますので、この申請につきまして賛成の方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認されました。続きまして、②、③は隣接でありますのでまとめて行います。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、②③件目が、隣り合わせで申請が上がってきておりますので、まとめて行います。

②件目の申出者は、

住所 ○○町大字○○△番地

氏名 ○○ ○○

土地の所在 大字○○字○○○ 地番△番△ 地目 田

面積 △㎡の内△㎡。農家住宅ということで申請が上がってきております。

③件目の申請者は、

住所 ○○町大字○○△△番地

氏名 ○○ ○○

土地の所在 大字○○字○○○ 地番△番 地目 田

面積△㎡。

大字○○字○○○ 地番△番 地目 田

面積△㎡の内△㎡ 合計△㎡の申出書が、出ております。

個人住宅を建てたい希望であります。

②件目の○○さんから説明しますと、現在、両親と私の3人で、

御船町〇〇にて居住しております。平成 28 年熊本地震により、居住していた家屋が被災し、宅地の北部部分は以前水害時に近くまで崖が崩壊しておりましたところ、地震により亀裂が入りさらに危険な状況になりました。また、自宅敷地への通路部分も狭く離合も出来ないため、今回の建築地は、緊急車両の進入も容易なところと思い、住宅建築地を色々探しました。申請地は、私の叔母の所有農地であり、県道に隣接しており、今まで居住していた地域にも近く、建築地として最適であるということで計画されております。12 ページの〇〇さんの申請であります。この件に関しても熊本地震によるものであります。家屋が全壊したための個人住宅建設を計画した。9 ページをご覧ください。申請地と記入してあるところがございしますが、S 字カーブになっておりますが、この道を〇〇と記入してある方向へ直線で結ぶ新しい県道へ作り直している状況であります。県道により農地のまとまりが無くなった農地であります。配置・排水計画であります。次のページにあります。ご覧ください。検討した結果、第 2 種農地と判断いたしました。審議の程をよろしく願います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。担当委員 4 番〇〇委員願います。

4 番 はい、建設予定地は、県道に囲まれておりますので、何ら問題は無いと判断いたします。審議の程をよろしく願います。

議 長 はい、ありがとうございます。以前は、くぼ地でありましたが、今は、どうなっておりますか。

14 番 現在は、埋め上げて 17 ページの状況となっております。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局及び担当委員より説明がございましたが、他に質問等はございませんか。意見がないようですので、この案件を、承認される方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたしました。農振協議会へ申請されます。続きまして、報告第 11 号を報告いたします。事務局より願います。

事務局 はい、議案書 65 ページをご覧ください。

報告第 11 号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

平成 29 年 7 月 10 日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典。今月は、1 件の耕作証明を発行しております。耕作証明書の内容としては、66 ページに添付しておりますのでご確認ください。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。これは、報告でありますので皆さんの方でご理解ください。議案審議は以上です。他に何かございませんか。では、その他に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 - 研修・視察旅行の説明等 -
次回の総会は 8 月 10 日（木）13：30 より
会場は本庁舎 3 階 大会議室で行います。よろしくお願いたします。 以上です。

議 長 これで総会は、終了いたします。お疲れ様です。

上記のとおり会議の顛末を記載し相違なきことを
証明するためにここに署名する。

2 番

⑩

3 番

⑩